

平成17年6月分

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備 考
1	「ジュニア農林水産白書 わたしたちの食料・農林水産業・農山漁村のすがた」132,000部	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月13日	株式会社 エリート印刷（茨城県牛久市柏田町3259）	4,559,940	当該印刷物のイメージキャラクターは、創作した株式会社エリート印刷が著作者であり、前年度版からの継続性の観点から競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
2	2003年漁業センサ海面漁業調査（海面漁業の団体経営体に関する統計）報告書編集プログラムの修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月23日	財団法人農林統計協会（東京都目黒区下目黒3-9-13）	7,863,240	この既存プログラムは、（財）農林統計協会が開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
3	2003年漁業センサ漁業集落カードプログラムの修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月23日	財団法人農林統計協会（東京都目黒区下目黒3-9-13）	9,658,110	この既存プログラムは、（財）農林統計協会が開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
4	2003年漁業センサ漁業集落別統計作成プログラムの修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月23日	財団法人農林統計協会（東京都目黒区下目黒3-9-13）	5,811,960	この既存プログラムは、（財）農林統計協会が開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
5	WTOのりIQパネルに関する我が国意見書の証拠書類の翻訳業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月24日	株式会社サイマルインターナショナル（東京都港区虎ノ門1-25-5）	1,352,400	業務の特殊性を踏まえ、司法上の専門性や水産用語等について精通していること及び限られた期間内で、正確、かつ適切な翻訳が可能であることの条件を考慮し、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
6	図書「国の予算」の購入について	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	（有）はせ書房（東京都世田谷区給田3-34-17-101）	2,624,434	図書等の購入に当たっては、発行元から直接購入することが最も安価であり、納品についても迅速かつ確実な対応が可能であるため、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

7	設計業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長小林裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月1日	君島栄七建築設計事務所(栃木県那須塩原市上塩原236)	1,837,500	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者が無かったことから、予決令第99条の2に該当するため。	農林水産省公務員宿舍(西那須野)A棟給水設備改修その他工事外1件設計業務
8	設計業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長小林裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月6日	岩田幸司設計事務所(神奈川県秦野市堀川13-2)	1,144,500	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者が無かったことから、予決令第99条の2に該当するため。	農林水産省公務員宿舍(戸塚寮)給水設備改修工事外1件設計業務
9	設計業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長小林裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	丸川建築設計事務所(岡山県岡山市駅前町1-15-18)	1,606,500	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者が無かったことから、予決令第99条の2に該当するため。	中国四国農政局事務室床改修その他工事(第2回)設計業務
10	設計業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長小林裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月27日	協和コンサルタンツ(東京都渋谷区笹塚1-62-11)	15,750,000	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者が無かったことから、予決令第99条の2に該当するため。	農林水産技術会議事務局筑波事務所研究用水配管改修(第2回)基本設計その他業務
11	平成17年度国産農林水産物海外普及委託事業(海外市場開拓ミッション)及び国産農林水産物・食品PR活動(中国)(北京))	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月7日	日本通運株式会社(東京都港区東新橋1-9-3)	34,492,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、日本通運株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
12	平成17年度国産農林水産物海外普及委託事業(海外市場開拓ミッション)及び国産農林水産物・食品PR活動(中国)(上海))	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月7日	日本通運株式会社(東京都港区東新橋1-9-3)	34,492,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、日本通運株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

13	平成17年度国産農林水産物海外普及委託事業（海外市場開拓ミッション及び国産農林水産物・食品PR活動（韓国））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月7日	日本通運株式会社 （東京都港区東新橋1-9-3）	34,492,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、日本通運株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
14	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（輸出定着事例確立対策（事例2））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月7日	日本通運株式会社 （東京都港区東新橋1-9-3）	9,477,714	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、日本通運株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
15	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（輸出定着事例確立対策（事例5））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月7日	日本通運株式会社 （東京都港区東新橋1-9-3）	9,477,714	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、日本通運株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
16	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（流通効率化対策（東北ブロック））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月7日	日本通運株式会社 （東京都港区東新橋1-9-3）	17,954,715	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、日本通運株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
17	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（常設店舗活用型輸出対策及び日本食・日本産食材普及活動（香港））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月7日	日本通運株式会社 （東京都港区東新橋1-9-3）	30,606,600	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、日本通運株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
18	平成17年度国産農林水産物海外普及委託事業（海外市場開拓ミッション及び国産農林水産物・食品PR活動（タイ））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	独立行政法人日本貿易振興機構（東京都港区赤坂1-12-32）	34,492,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、独立行政法人日本貿易振興機構が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
19	平成17年度国産農林水産物海外普及委託事業（新規輸出開拓事例構築）	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	株式会社クリエイト （大阪府吹田市南金田2-11-31）	9,285,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社クリエイトが選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

20	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（輸出定着事例確立対策（事例1））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	株式会社フラワーオークションジャパン（東京都大田区東海2-2-1）	9,477,714	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社フラワーオークションジャパンが選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
21	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（輸出定着事例確立対策（事例3））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	西日本魚市株式会社（長崎県松浦市調川町下免695）	9,477,714	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、西日本魚市株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
22	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（輸出定着事例確立対策（事例4））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	双日株式会社（東京都港区赤坂6-1-20）	9,477,714	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、双日株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
23	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（流通効率化対策（北海道ブロック））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	北海道漁業協同組合連合会（北海道札幌市中央区北3条西7丁目1番地）	17,954,715	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、北海道漁業協同組合連合会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
24	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（表示・ブランド保護対策（中国））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	株式会社ダイヤモンド・フリードマン社（東京都港区虎ノ門2-3-20）	4,433,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社ダイヤモンド・フリードマン社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
25	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（表示・ブランド保護対策（台湾））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	株式会社ダイヤモンド・フリードマン社（東京都港区虎ノ門2-3-20）	4,433,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社ダイヤモンド・フリードマン社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
26	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（常設店舗活用型輸出対策及び日本食・日本産食材普及活動（中国（北京）））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	中浦食品株式会社（島根県松江市西川津町678）	30,606,600	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、中浦食品株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

27	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（常設店舗活用型輸出対策及び日本食・日本産食材普及活動（中国（上海）））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	中浦食品株式会社 （島根県松江市西川津町678）	30,606,600	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、中浦食品株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
28	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（常設店舗活用型輸出対策及び日本食・日本産食材普及活動（タイ））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	株式会社サングローブフード（東京都大田区東海3-9-1）	30,606,600	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社サングローブフードが選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
29	平成17年度農林水産物海外販路確立対策委託事業（常設店舗活用型輸出対策及び日本食・日本産食材普及活動（台湾））	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月14日	株式会社ジェイコム（大阪府大阪市北区梅田2-2-22）	30,606,600	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社ジェイコムが選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
30	平成17年度地域食料農業情報調査分析検討事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月24日	社団法人 国際農林業協力・交流協会 （東京都港区赤坂8-10-39）	16,217,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人国際農林業協力・交流協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
31	食料安定供給対策基本調査等委託事業 食品産業動態調査1式	支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月27日	社団法人 食品需給研究センター （東京都北区西ヶ原1-26-3農業技術会館）	19,271,000	食品製造業を対象にして行っている個別調査については、その調査結果が経済産業省「鉱工業生産・出荷・在庫指数（月報）」のデータとして使われ、鉱工業指数算定には不可欠なものになっており、当該調査を通じてデータ提供企業との間で信頼関係を築いている当センターが実施しなければデータ提供が受けられない状況にあることから会計法第29条の3第4項に該当するため	
32	食料安定供給対策基本調査等委託事業 食料需給動向総合検討会1式	支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月28日	社団法人 国際農林業協力・交流協会 （東京都港区赤坂8-10-39赤坂KSAビル3階）	1,985,000	世界各国の農業生産、貿易動向、農業政策等についての調査、情報の収集及び提供等に豊富な実績を有しているとともに、的確に対応できる体制が充実・整備されている唯一の者であることから会計法第29条の3第4項に該当するため	

33	平成17年度アジア地域ポストハーベストロス共同調査及び技術改善支援事業	支出負担行為担当官： 農林水産省総合食料局長 村上秀徳 住所： 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	平成17年6月22日	相手方：(財)日本穀物検定協会 (東京都中央区日本橋兜町15-6)	5,594,000円	米麦を中心とした穀物について、本事業を実施し得る人数の品質、数量、計量等の専門的知識を有する研究員が在籍し、また、穀物の管理・流通等についても優れた調査・分析能力を有している研究機関は他に無いことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
34	貝毒安全対策事業	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月30日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 (東京都渋谷区代々木町52-1)	3,923,000	我が国において問題となっている貝毒は複数の毒成分からなるが、これら毒成分からアプローチする調査・研究においては、成分分析のための毒成分の標準品が不可欠であり、本事業においてその標準品の製造を行っているところである。 現在、国内において、当該毒成分を抽出し標準品を製造できる機関は、貝毒の世界的権威である安本博士が所属する(財)日本食品分析センターのみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
35	蚕糸業需給・価格動向調査委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省生産局長(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月7日	社団法人日本生糸問屋協会(東京都千代田区有楽町1-9-4)	2,045,000	本事業に必要なデータは、蚕糸業者の経営上の事項を反映しており(社)日本生糸問屋協会しか保有していないことから、会計法29条の3第4項に該当するため。
36	種苗特性分類調査委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省生産局長(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	社団法人農林水産技術情報協会(東京都中央区日本橋兜町15-6)	1,466,000	本事業については、調査対象植物を栽培し観察できる環境が整っていること等事業を実施するために必要な条件を備えていないと事業目的を達成出来ないことから、会計法29条の3第4項に該当するため。
37	審査基準国際統一委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省生産局長(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	社団法人農林水産先端技術産業振興センター	9,023,000	本事業については、審査基準調査対象の植物を実際に栽培試験として実施した経験があること等事業を実施するために必要な条件を備えていないと事業目的を達成出来ないことから、会計法29条の3第4項に該当するため。

38	平成17年度革新的農業技術習得研修委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省経営局長 須賀田 菊仁 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月3日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3丁目1番地1号)	24,874,000	最先端の革新的農業技術に関する知識や情報を普及指導員に習得させる研修の実施に当たっては、各研修課題について、専門的な研究の実施及び研修実施のための実験・実習等の設備が必要となるが、これら双方を有し、当該研修について円滑かつ適切な実施が確保できる体制が構築されているのは(独)農業・生物系特定産業技術研究機構以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
39	平成17年度農地制度資料編さん委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省経営局長 須賀田 菊仁 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	財団法人農政調査会 (東京都北区西ヶ原1-26-3)	2,801,000	この事業の実施のためには、農地制度全般にわたる専門的知識が必要であるが、(財)農政調査会はその知識を有する者を組織することができ、また、昭和41年より継続して同事業を受託していることから、内容の一貫性、連続性を確保することができる。よって、他に同事業を実施できる団体はなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
40	平成17年度農地の権利移動・転用規制の合理的な調整方策等に関する調査研究委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省経営局長 須賀田 菊仁 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	財団法人農政調査会 (東京都北区西ヶ原1-26-3)	2,804,000	この事業の実施のためには、農地制度全般にわたる専門的知識と農村現場における実態調査のノウハウ、さらに研究委員会を組織する能力が必要であるが、それらの条件を満たす団体は(財)農政調査会以外にはなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
41	平成17年度人権問題啓発推進事業委託費1式	支出負担行為担当官 農林水産省経営局長 須賀田 菊仁 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月22日	北海道知事 高橋はるみ (北海道札幌市中央区北3条西6丁目)	1,172,000	本事業では、北海道の農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に人権問題の教育・啓発を行うため、各団体を熟知し、団体に対する指導力を有し、かつ、地域の実情に精通し、地域で取り組むべき人権課題を適切に判断できる者に委託する必要がある。北海道知事はこの要件を満たす唯一の者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

42	平成17年度普及職員自己研修支援体制整備調査等委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省経営局長 須賀田 菊仁 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月22日	社団法人全国農業改良普及支援協会 (東京都港区赤坂1-9-13)	6,054,000	普及職員の自己研修を支援するための検討や普及事業に関する文献の調査等の実施に当たっては、普及事業に関する専門知識及び文献の出版・所蔵等に関する情報を有していることが必要となるが、これら双方を有し、当該事業の円滑かつ適切な実施が確保できる体制が構築されているのは(社)全国農業改良普及支援協会以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
43	平成17年度受入機関における研修等の実態を踏まえた効果的な外国人研修・技能実習の推進のための調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月7日	財団法人 国際研修協力機構 (東京都千代田区神田駿河台3-11三井住友海上駿河台別館ビル)	8,671,000	本事業については、外国人研修・技能実習制度の仕組み、運用等について精通しているとともに、農林水産分野の研修現場における研修実態等についても豊富な知見や経験を有する必要がある。このような幅広い知見や経験を有しているのは、財団法人国際研修協力機構以外には無く、本事業を適切かつ効率的に実施できるのは同機構以外に考えられないため。(会計法第29条の3第4項)	

44	平成17年度砂漠化防止対策推進体制検討調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成17年6月9日	独立行政法人 国際協力機構 (東京都渋谷区代々木2-1-1)	139,320,000	<p>本事業の円滑な実施のためには、国際協力事業に関する高い知見と豊富な経験が必要である。独立行政法人国際協力機構（旧、国際協力事業団）は、途上国に対する海外技術協力事業を実施する中心機関として活動し、国際協力事業に関する高い知見と豊富な経験を有している。本件委託事業は平成13年度より、国際協力事業団（平成15年10月からは独立行政法人国際協力機構）が実施しているが委託事業の最終年度に当たる本年度は、ブルキナファソ国においてこれまで調査・検証してきた砂漠化防止対策推進体制の最終とりまとめを実施することとなっている。この砂漠化防止対策のための推進体制のとりまとめには、前年度まで国際協力機構が蓄積した砂漠化防止対策に関する高度な技術力と現地の援助機関、行政機関、NGO及び地域住民との人的資源が必要であり、これを他者が実施しようとした場合、新たに砂漠化防止対策に関する技術取得や新たな人的資源の再構築に取り組む必要があり、相当の期間及び経費を要すとともに、ブルキナファソ国が求める砂漠化防止対策推進体制を構築できるのかという懸念も残る。また、国際協力機構では本件委託事業の実施に当たり、ブルキナファソ国と国際約束に準拠した実施細則（S/W）を締結し、本事業を実施しているところであるが、これを他者が実施しようとした場合、国際協力機構とブルキナファソ国との実施細則の解除及び新たな他者とブルキナファソ国との間での実施細則（S/W）の再締結が必要となり、これに相当の期間及び経費を要すとともに、国際約束を一度解除することから、場合によってはブルキナファソ国の信頼を失い、円滑かつ適切な事業の実施を確保できない恐れがある。このようなことから、継続事業かつこれまでのノウハウを成果として最終的に取りまとめる本件委託事業を、定められた履行期間、経費の中で円滑かつ適切な事業の実施を確保し、求める成果を取りまとめることができるのは、独立行政法人国際協力機構以外にはないため。（会計法第29条の3第4項）</p>	
45	平成17年度ICID技術交流に係る委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成17年6月21日	財団法人 日本農業土木総合研究所 (東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル)	21,044,000	<p>本事業は、ICID（国際かんがい排水委員会）日本国内委員会がICID本部との連携の下に行うかんがい排水に係る技術的、社会的課題に関する調査・研究を支援するとともに、このための国内体制の整備を図るものであるが、本事業を適切に実施するためには、ICID活動を熟知しているとともに、かんがい排水に関する国際的な調査、研究を行うための高度な技術力が求められる。（財）日本農業土木総合研究所は、ICID活動に関する豊富な情報・経験を有するとともに、日本ICID協会の事務局を勤めており、本事業の成果を達成できるのは同研究所以外に考えられないこと。また、本事業は昭和63年から同研究所に委託して継続実施しており、これまでの成果を踏まえて本年度の事業を行うことが、事業の効率的な実施等に資するため。（会計法第29条の3第4項）</p>	

46	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	独立行政法人農業生物資源研究所 (茨城県つくば市観音台2-1-2)	14,579,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
47	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	独立行政法人農業環境技術研究所 (茨城県つくば市観音台3-1-3)	57,718,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
48	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	独立行政法人水産総合研究センター (神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB15F)	239,429,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
49	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	北海道 (北海道札幌市中央区北3条西6丁目)	17,121,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
50	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	群馬県 (群馬県前橋市大手町1-1-1)	4,283,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
51	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	千葉県 (千葉県中央区市場町1-1)	8,204,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
52	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	福井県 (福井県福井市大手3-17-1)	4,950,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
53	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	長野県 (長野県長野市大字南長野字幅下692-2)	7,442,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

54	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	愛知県 (愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2)	25,504,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
55	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	三重県 (三重県津市広明町13番地)	3,642,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
56	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	奈良県 (奈良県奈良市登大路町30)	8,204,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
57	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	和歌山県 (和歌山県和歌山市小松原通1-1)	3,719,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
58	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	広島県 (広島県広島市中区基町10-52)	43,790,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
59	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	徳島県 (徳島県徳島市万代町1-1)	49,384,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
60	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	香川県 (香川県高松市番町4-1-10)	6,551,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
61	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	佐賀県 (佐賀県佐賀市内1-1-59)	16,400,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

62	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	学校法人東海大学 (東京都渋谷区富ヶ谷2-28-4)	16,400,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
63	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	国立大学法人名古屋大学 (愛知県名古屋市千種区不老町)	15,484,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
64	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	国立大学法人三重大学 (三重県津市栗真町屋町1577)	16,146,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
65	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	国立大学法人京都大学 (京都府京都市左京区吉田本町)	18,047,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
66	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	国立大学法人島根大学 (島根県松江市西川津町1060)	16,344,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
67	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	国立大学法人広島大学 (広島県東広島市鏡山1-3-2)	3,642,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
68	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	国立大学法人佐賀大学 (佐賀県佐賀市本庄町1番地)	5,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
69	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	味の素株式会社アミノ酸カンパニー発酵技術研究所 (東京都中央区京橋1-15-1)	7,280,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

70	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	タカラバイオ株式会社 (滋賀県大津市瀬田3-4-1)	16,400,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
71	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月8日	株式会社マリンケミカル研究所 (北海道函館市桔梗町379-28)	8,200,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
72	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人農業生物資源研究所 (茨城県つくば市観音台2-1-2)	36,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
73	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人家畜改良センター (福島県白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1)	21,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
74	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	学校法人東海大学 (東京都渋谷区富ヶ谷2-28-4)	17,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
75	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	岩手県林業技術センター (岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第3地割560-11)	4,950,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
76	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	富山県 (富山県富山市新総曲輪1-7)	8,221,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
77	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	宮崎県 (宮崎県宮崎市橋通東2-10-1)	22,782,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

78	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	国立大学法人北海道大学 (北海道札幌市北区北8条西5丁目)	11,260,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
79	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	国立大学法人東北大学 (宮城県仙台市青葉区堤通雨宮1-1)	23,683,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
80	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	国立大学法人筑波大学 (茨城県つくば市天王台1-1-1)	16,405,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
81	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	国立大学法人東京海洋大学 (東京都港区港南4-5-7)	9,904,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
82	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス (兵庫県神戸市灘区岩屋北町4-5-22)	14,572,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
83	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	徳島県 (徳島県徳島市万代町1-1)	14,868,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
84	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	国立大学法人北海道大学 (北海道札幌市北区北8条西5丁目)	20,450,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
85	農林水産バイオリサイクル研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	569,406,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

86	農林水産バイオリサイ クル研究に係る委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人農業生 物資源研究所 (茨城県つくば市観 音台2-1-2)	27,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究 機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため	
87	農林水産バイオリサイ クル研究に係る委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人農業環 境技術研究所 (茨城県つくば市観 音台3-1-3)	4,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究 機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため	
88	農林水産バイオリサイ クル研究に係る委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人農業工 学研究所 (茨城県つくば市観 音台2-1-6)	460,006,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究 機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため	
89	農林水産バイオリサイ クル研究に係る委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人食品総 合研究所 (茨城県つくば市観 音台2-1-12)	38,600,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究 機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため	
90	農林水産バイオリサイ クル研究に係る委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人国際農 林水産業研究セン ター (茨城県つくば市大 わし1-1)	1,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究 機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため	
91	農林水産バイオリサイ クル研究に係る委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人森林総 合研究所 (茨城県つくば市松 の里1)	88,101,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究 機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため	
92	農林水産バイオリサイ クル研究に係る委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人水産総 合研究センター (神奈川県横浜市西 区みなとみらい2- 3-3 クイーンズ タワーB15F)	87,845,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究 機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため	
93	農林水産バイオリサイ クル研究に係る委託事 業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	独立行政法人北海道 開発土木研究所 (北海道札幌市豊平 区平岸1条3-1- 34)	13,900,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究 機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため	

94	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	独立行政法人水産総合研究センター (神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB15F)	13,342,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
95	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	協和メデックス株式会社 (東京都中央区晴海1-8-10)	5,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
96	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	10,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
97	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	日本化薬株式会社 (東京都千代田区富士見1-11-2)	19,830,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
98	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	株式会社 小松種鶏場 (長野県松本市桐1-2-35)	7,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
99	遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	株式会社三菱化学安全科学研究所 (東京都港区芝2-1-30)	8,800,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
100	地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	独立行政法人森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	12,611,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
101	地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	独立行政法人農業工学研究所 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	39,174,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

102	地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月3日	独立行政法人農業環境技術研究所 (茨城県つくば市観音台3-1-3)	17,156,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
103	地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	独立行政法人国際農林水産業研究センター (茨城県つくば市大わし1-1)	22,945,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
104	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	独立行政法人国際農林水産業研究センター (茨城県つくば市大わし1-1)	3,636,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
105	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	独立行政法人森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	103,496,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
106	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	埼玉県 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1)	61,252,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
107	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	岐阜県畜産研究所 (岐阜県高山市清見町牧ヶ洞4393-1)	11,493,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
108	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	兵庫県立農林水産技術総合センター (兵庫県加西市別府町南の岡甲1533)	10,400,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
109	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	熊本県 (熊本県熊本市水前寺6-18-1)	14,579,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

110	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	鹿児島県 (鹿児島県鹿児島市 鴨池新町10-1)	7,250,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
111	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	沖縄県 (沖縄県那覇市泉崎 1-2-2)	16,399,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
112	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	国立大学法人新潟大学 (新潟県新潟市五十嵐二の町8050番地)	16,530,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
113	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	国立大学法人静岡大学 (静岡県静岡市駿河区大谷836)	29,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
114	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	学校法人近畿大学 (大阪府東大阪市小若江3-4-1)	14,050,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
115	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月16日	株式会社機能性ペプチド研究所 (山形県山形市下条町4-3-32)	14,530,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
116	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月17日	社団法人農林水産先端技術産業振興センター (東京都港区赤坂1-9-13)	38,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
117	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月17日	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	640,778,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

118	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月17日	大阪府食とみどりの総合技術センター (大阪府羽曳野市尺度442)	46,163,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
119	農林水産試験研究成果保全に関する調査委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月17日	社団法人農林水産技術情報協会 (東京都中央区日本橋兜町1-2-1)	2,674,000	農林水産分野の研究成果における技術的内容についての専門的な知識を有し、農林水産関連研究分野全体の知的財産権の動向に精通している事業者は当該団体以外にはなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
120	みんなで考えるバイオテクノロジー推進事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月17日	社団法人農林水産先端技術産業振興センター (東京都港区赤坂1-9-13)	81,297,000	本委託事業は、バイオテクノロジー等先端技術に関する信頼を高めるため、情報提供やコミュニケーションを推進するものである。本事業の実施には、遺伝子組換え技術等に関する専門的な知識を有し、コミュニケーションが可能なホームページを運営できることに加え、遺伝子組換え技術等に関するコミュニケーションを推進するための人材養成やシンポジウム、出前講座、意識調査のノウハウが不可欠であり、これらの能力及び事業遂行可能な体制を有している事業者は当該団体以外にはなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
121	国際共同研究人材育成推進事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月21日	独立行政法人国際農林水産業研究センター (茨城県つくば市大わし1-1)	18,412,000	本委託事業は、開発途上地域における問題で我が国が主体的に取り組むべき重要分野について、国際機関である国際農業研究協議グループ(CGIAR)と連携し、我が国若手研究者の育成を図るものである。独立行政法人国際農林水産業研究センターは、開発途上地域における食料・環境等に関する共同研究等を通じて国際貢献を行っており、かつ、CGIARから拠点研究所として認定されている我が国唯一の研究機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

122	バイオテクノロジーに関する途上国研究者の能力構築に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月21日	独立行政法人国際農林水産業研究センター (茨城県つくば市大わし1-1)	8,727,000	本委託事業の今年度の実施課題で用いる技術については、独立行政法人国際農林水産業研究センターが特許を取得しており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
123	食の安全性と新規食品に関する国際ワークショップに係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月22日	独立行政法人食品総合研究所 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	1,743,000	本委託事業は、農林水産技術会議事務局とフランス国立農学研究所との間で締結された農業科学・技術分野における協力計画に係る実施取決めにより課題及び研究機関が決定されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
124	戦略的国際農業研究基盤調査事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月22日	国立大学法人北海道大学 (北海道札幌市北区北8条西5丁目)	7,430,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
125	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月27日	財団法人東京都農林水産振興財団 (東京都立川市富士見町3-8-1)	14,578,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
126	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月27日	静岡県 (静岡県静岡市葵区追手町9-6)	28,764,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
127	アグリバイオ実用化・産業化研究に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 西川 孝一 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月30日	学校法人北里学園 (東京都港区白金5-9-1)	34,163,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
128	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月10日	石川県 (石川県金沢市鞍月1-1)	3,393,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

129	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	山梨県 (山梨県甲府市丸の 内1-6-1)	4,317,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
130	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	長野県 (長野県長野市大字 南長野字幅下692 -2)	16,067,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
131	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	岐阜県 (岐阜県岐阜市藪田 南2-1-1)	13,228,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
132	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	静岡県 (静岡県静岡市葵区 追手町9-6)	4,843,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

133	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	滋賀県 (滋賀県大津市京町 4-1-1)	3,019,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
134	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	京都府 (京都府京都市上京 区下立売通新町西入 藪ノ内町)	1,578,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
135	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	大阪府 (大阪府大阪市中央 区大手前2-1-2 2)	2,021,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
136	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	奈良県 (奈良県奈良市登大 路町30)	2,950,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

137	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月10日	島根県(島根県松江 市殿町1)	7,069,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
138	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	愛知県 (愛知県名古屋市中 区三の丸3-1- 2)	3,257,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
139	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月14日	三重県 (三重県津市広明町 13)	4,265,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
140	平成17年度電子入札シ ステム説明会実施業務	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月15日	日本電気株式会社第 一ソリューション事 業本部第一官庁ソ リューション事業部 第一営業部 (東京都港区芝5- 7-1)	10,710,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、日本電気 株式会社が選定されており、競争を許さないことから会計法第 29条の3第4項に該当するため。
141	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月15日	福井県 (福井県福井市大手 町3-17-1)	5,927,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

142	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月16日	和歌山県 (和歌山県和歌山市 小松原通1-1)	3,297,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
143	平成17年度森林吸収源 データ緊急整備事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月20日	独立行政法人森林総 合研究所 (つくば市の里 1)	423,316,000	本事業は、平成15年度～17年度の3カ年計画で実施してい る事業であり、平成17年度事業の実施にあたっては、これま での調査分析結果や検討経過に基づき、調査分析を進めること が必要とされ、履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適切な 事業の実施を確保するうえで、前年度事業実施者以外の者に行 わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該 当するため。
144	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月20日	鳥取県 (鳥取県鳥取市東町 1-220)	9,478,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
145	森林吸収源としての保 安林管理情報緊急整備 事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月20日	独立行政法人森林総 合研究所 (茨城県つくば市松 の里1)	9,038,000	本事業は、平成15～17年度の3年計画で、保安林を森林吸 収源と位置づけることを国際的に認知されうるレベルで立証す る手法開発を行うものであり、その実施にはこの分野の経験・ 知識を必要とする。平成17年度の事業は、事業の最終年度で ありこれまでの調査分析結果や検討経過に基づき実施すること が必要であることから、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実 施を確保するうえで、前年度事業実施者以外のものに行わせる ことが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当する ため。

146	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	青森県 (青森県青森市長島 1-1-1)	5,901,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
147	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	岩手県 (岩手県盛岡市内丸 10-1)	10,375,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
148	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	宮城県 (宮城県仙台市青葉 区本町3-8-1)	5,258,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
149	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	秋田県 (秋田県秋田市山王 4-1-1)	7,818,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

150	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	山形県 (山形県山形市松波 2-8-1)	6,833,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
151	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	福島県 (福島県福島市杉妻 町2-16)	3,406,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
152	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	栃木県 (栃木県宇都宮市埜 田1-1-20)	2,881,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
153	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	群馬県 (群馬県前橋市大手 町1-1-1)	4,172,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

154	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	兵庫県 (兵庫県神戸市中央 区下山手通5-10 -1)	2,771,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
155	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	岡山県 (岡山県岡山市内山 下2-4-6)	6,032,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
156	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	徳島県 (徳島県徳島市万代 町1-1)	2,828,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
157	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	香川県 (香川県高松市番町 4-1-10)	1,058,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

158	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	福岡県 (福岡県福岡市博多 区東公園7-7)	6,259,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
159	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	熊本県 (熊本県熊本市水前 寺6-18-1)	5,845,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
160	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月24日	鹿児島県 (鹿児島県鹿児島市 鴨池新町10-1)	7,633,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
161	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	北海道 (北海道札幌市中央 区北三条西六丁目)	37,152,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

162	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	神奈川県 (神奈川県横浜市中 区日本大通1)	2,631,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
163	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	新潟県 (新潟県新潟市新光 町4-1)	7,513,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
164	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	富山県 (富山県富山市新総 曲輪1-7)	7,515,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
165	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	広島県 (広島県広島市中区 基町10-52)	7,269,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

166	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	山口県 (山口県山口市滝町 1-1)	2,128,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
167	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	愛媛県 (愛媛県松山市一番 町4-4-2)	4,213,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
168	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	佐賀県 (佐賀県佐賀市城内 1-1-59)	1,973,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
169	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	長崎県 (長崎県長崎市江戸 町2-13)	3,440,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。

170	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	大分県 (大分県大分市大手 町3-1-1)	9,362,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
171	保安林整備事業一式	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年6月27日	宮崎県 (宮崎県宮崎市橋通 東2-10-1)	10,558,000	農林水産大臣が行う保安林の指定・解除等の調査事務について 国が行う事務の一部を委託するもので、その内容は公益性の確 保と私権の制限の必要性について適正な判断を行うための調査 が必要となるため民間に委ねるにはなじまず、都道府県に委託 することが適当であり、競争を許さないことから会計法第29 条の3第4項に該当するため。
172	森林環境保全先端技術 導入機械開発事業	支出負担行為担当官 農林水産省林野庁 前田 直登 (東京都千代田区霞ヶ 関1-2-1)	平成17年6月28日	社団法人林業機械化 協会 (東京都港区赤坂1- 9-13 三会堂ビル 9F)	38,713,000	本事業における機械開発は、2課題についてそれぞれ平成12~ 17年度及び平成13~18年度の6カ年の開発予定で、両機とも既 に試作機による事業現場での実働試験に着手しており、平成1 7年度事業の実施にあたっては、これまでの一連の成果と試験 結果に基づき試作機の改良を行う必要があり、履行期間の短 縮、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実施を確保するうえ で、前年度事業実施者以外の者に行わせることが不利と認めら れ、会計法第29条の3第4項に該当するため。
173	花粉生産予測情報調査 事業	支出負担行為担当官 農林水産省林野庁 前田 直登 (東京都千代田区霞ヶ 関1-2-1)	平成17年6月28日	社団法人全国林業改 良普及協会 (東京都港区赤坂1- 9-13 三会堂ビル 7F)	31,567,000	本事業は、平成13~17年度までの5年計画で実施している 事業であり、平成17年度は、当該事業の最終年度であり、平 成13~17年度までの成果を総合的に判断分析し取り纏める ことが必要とされ、履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適 切な事業の実施を確保するうえで、前年度事業実施者以外の者 に行わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項 に該当するため。

174	漁業調査船開洋丸主発電機用部品	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原 文夫（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月1日	マエカワヤンマー販売株式会社 代表取締役 前川 一豊（東京都江東区枝川3-10-16）	5,211,654	本調達品については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
175	漁業調査船照洋丸機関燃焼解析装置取付工事	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原 文夫（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月7日	ワイ・エス・ケー・システムズ株式会社 代表取締役 薩本 亮一（神戸市兵庫区三川口町1-2-7）	4,255,650	本船の要求する仕様を満たす装置を提供できる業者は左記契約業者以外にはいないので、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
176	漁業調査船開洋丸計量魚群探知機船底部換装工事	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原 文夫（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月8日	株式会社カイジョーソニック東京支店 支店長 熊谷 治（東京都羽村市栄町3-1-5）	15,855,000	既存の装置との互換性が絶対条件であり、施工できる業者は左記契約業者以外にはいないので、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため
177	漁業調査船照洋丸発電機関関係部品	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原 文夫（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月8日	ヤンマーエンジニアリング株式会社 東京エンジニアリング部部長 浦 寛一（東京都港区新橋1-1-1）	2,135,700	本調達品については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
178	平成17年度川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月1日	国立大学法人 東北大学大学院 生命科学部研究科長 （仙台市青葉区片平二丁目1番1号）	2,178,000	本事業は、ノリの色落ち原因とされるケイ藻赤潮が他生物に与える物質を生産しているかどうかを検索することを目的としており、大量のケイ藻培養技術、化学構造の決定や高度で専門的な分析・解析能力を必要とする。当該大学は、本事業において平成16年までにヒドロキシ基をもつ物質が活性の発現に関わっている可能性を見だし、目標に向けた成果を着実に得ているところである。 事業の目的を達成するためには、当該大学がこれまで蓄積してきたデータや開発してきた技術が必要不可欠であり、これらを用いることにより効率的かつ効果的な成果を得ることが出来るものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。

179	平成17年度水産業振興型技術開発委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月2日	独立行政法人 水産総合研究センター (神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番3号 クイーンズタワーB 15階)	108,146,000	<p>本事業のうち 漁船漁業地球温暖化対策導入事業については、船舶における走行性・安全性等の基礎的な研究はもっぱら国の機関が行ってきていることから、新たな推進機関の導入を図るためには、船型等に関する基礎的な研究の蓄積を有する水産総合研究センター以外に業務執行能力を備えた機関はないので競争を許さない。先端技術を活用した有明ノリ養殖業強化対策研究については、当該センターは藻類の試験研究並びに種の保存の任にあたってきており、藻類の育種や遺伝子解析に関する知見が豊富に蓄積され、かつ、これら知見を有効に利用できる人材も豊富であるため、本課題を的確かつ効率的に実施できる唯一の機関であり、競争を許さない。水産バイオマスの資源化技術開発事業については、水産生物の多面的高度利用技術について、当該センターは長年の調査研究により特性分析等の基礎的技術に関する知見が豊富に蓄積され、かつ、これら知見を有効に利用できる人材も豊富であるため本課題を的確かつ効率的に実施できる唯一の機関であり、競争を許さない。漁船漁業構造改革促進調査検討事業については、当該センターは、高度な研究に必要な施設を有しており、漁船、漁具、漁業経営等漁船漁業に関する専門的・技術的な研究を長年に亘り行ってきているため、本課題を的確かつ効率的に実施できる唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	
180	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式 (多面的機能付加増殖場造成事業におけるパブリックインボルブメント手法の開発他14継続課題) (広域アサリ漁場整備開発のための海況調査他2調査新規課題)	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年6月7日	独立行政法人水産総合研究センター (神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB 15階)	112,459,000	<p>(多面的機能付加増殖場造成事業におけるパブリックインボルブメント手法の開発他14継続課題) 本調査他14課題を実施するためには、藻場造成に関する専門的かつ総合的な知見、魚礁に関する専門的かつ総合的な知見、水産生物の生態に関する専門的かつ総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータを活用する必要がある。以上のことから、水産総合研究センター以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関が無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 (広域アサリ漁場整備開発のための海況調査他2課題) 本調査は、アサリの生態に関する知見、水産基盤整備事業に関する知見が必要であり、これらの能力を有する機関より公募を行い内容を審査した結果、水産総合研究センターの内容が選定されたため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	

181	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（人工リーフ等構造物の藻場造成効果と波浪条件の解明他1継続課題）	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月8日	神奈川県知事 （神奈川県横浜市中区日本大通り）	13,000,000	本調査他1課題を実施するためには、藻場造成に関する知見を有していること、調査結果を水産基盤整備事業に生かすためのノウハウを持っていること、人工リーフに藻場が形成されている場所の環境データの蓄積を有していることが必要であるとともに、昨年度から本調査について当該機関で実施しており、そのデータを活用する必要がある。以上のことから、神奈川県以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関が無い場合、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
182	平成17年度都市漁村交流促進委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月10日	財団法人 漁港漁場漁村技術研究所 （東京都千代田区内神田1-14-10 東京建物内神田ビル）	56,850,000	本事業については、水産業・漁村についての知識を駆使しながら、専門的な技術をもって情報収集や啓蒙普及等を全国規模で行いつつ、地方公共団体、漁業者団体等との連絡調整機能を併せ持つ特殊性があり、またこれまで作成したガイドライン等を活用しつつ事業をすすめることから、当該団体のもっているノウハウを他者が取得しようとした場合相当の期間及び経費を必要とすることから、当該団体が、本事業を効果的かつ効率的に実施できる唯一の団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
183	平成17年度水産業・漁村の多面的機能普及啓発推進委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月13日	独立行政法人 水産総合研究センター （神奈川県横浜市内西区みなとみらい2-3-3クイーンズタワーB棟 15階）	6,000,000	本事業については、藻場・干潟、漁場環境、生態系、物資循環や漁村経済、文化等に関して長期間の研究実績・知見を有する他、水産業・漁村の多面的機能が持つ負の機能の分類、整理、負の機能を含めた定量的評価手法に関する基礎的な研究を実施するなど、多面的機能の定量的評価手法の確立と総合的な評価の実施にあたって総合的な知見を有することが必要であるが、このような要件を満たすのはこの機関以外になく、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。

184	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（回遊魚、根付魚の魚礁効果の定量的把握法とモニタリングシステムの開発調査他2継続課題） （地形の変化による二枚貝類の生存影響調査新規課題）	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月13日	社団法人マリノフォーラム21 （東京都台東区台東4-8-8）	41,500,000	（回遊魚、根付魚の魚礁効果の定量的把握法とモニタリングシステムの開発調査他2継続課題） 本調査他2課題を実施するためには、魚礁の蝸集メカニズムに関する専門的かつ総合的な知見、藻場・干潟に関する専門的かつ総合的な知見、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータを活用する必要がある。以上のことから、本知見を有するマリノフォーラム21以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関が無い場合、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 （地形の変化による二枚貝類の生存影響調査 新規課題） 本調査は、干潟に関する総合的かつ専門的な知見、水産基盤整備事業に関する知見、二枚貝類の生態的な知見が必要であり、これらの能力を有する機関より公募を行い内容を審査した結果、マリノフォーラム21の内容が選定されたため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
185	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（効果的な漁場整備・管理のあり方に関する調査他1継続課題）	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月23日	社団法人全国豊かな海づくり推進協会 （東京都千代田区内神田二丁目2番1号）	21,800,000	（効果的な漁場整備・管理のあり方に関する調査他1継続課題） 本調査他1課題を実施するためには、漁場整備に関する専門的かつ総合的な知見、水産生物の生態に関する専門的かつ総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータを活用する必要がある。以上のことから、全国豊かな海づくり推進協会以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関が無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

186	<p>平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（アサリ微小稚貝保護育成手法の高度化継続課題） （人工干潟の地盤の硬直化の生物生産機能の影響及び対策のための技術開発調査他1新規課題）</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）</p>	平成17年6月23日	<p>愛知県知事 （愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号）</p>	10,500,000	<p>（アサリ微小稚貝保護育成手法の高度化継続課題） 本調査他1課題を実施するためには、過去のアサリ漁場に関する環境データの蓄積があること、アサリに関する生態的な知見が蓄積があることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について実施しており、そのデータ及びデータの分析結果を活用する必要がある。以上のことから、本知見を有するとともに本調査を実施している実績がある愛知県以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関が無い ため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 （人工干潟の地盤の硬直化の生物生産機能の影響及び対策のための技術開発調査他1新規課題 新規課題） 本調査を実施するためには、干潟の専門かつ総合的な知見を有していること 水産基盤整備事業に関する知見 過去にわたる干潟の環境のデータの蓄積があることが必要でありこれらの能力を有する機関より公募を行い内容を審査した結果、愛知県の内容が選定されたため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	
187	<p>平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（海域種別・藻場造成技術開発調査他4継続課題） （漁港の漁場工事における新技術活用制度に関する調査新規課題）</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）</p>	平成17年6月24日	<p>社団法人水産土木建設技術センター （東京都台東区台東4-8-8）</p>	38,000,000	<p>（海域種別・藻場造成技術開発調査他4課題） 本調査他4課題を実施するためには、漁港漁場の設計に関する専門的かつ総合的な知見、藻場・干潟に関する専門的かつ総合的な知見、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について水産土木建設技術センターで実施しており、そのデータ及びデータの分析結果を活用する必要がある。以上のことから、本知見を有するとともに本調査を実施している実績がある水産土木建設技術センター以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関が無い ため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 （漁港の漁場工事における新技術活用制度に関する調査 新規課題） 本調査を実施するためには、漁港漁場の設計・施工に関する専門的かつ高度な知見 水産基盤整備事業に関する知見 干潟に関する総合的かつ専門的な知見、関連機関からの情報収集能力が必要でありこれらの能力を有する機関より公募を行い内容を審査した結果、水産土木建設技術センターの内容が選定されたため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	

188	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式（魚礁蛸集魚定量化試験継続課題）	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月24日	青森県知事 （青森県青森市長島一丁目1番1号）	4,000,000	本調査を実施するためには、漁場の効果把握に関する専門的な知見を有していること、高層魚礁設置海域のデーターを有していることが必要であるとともに、昨年度から本調査について青森県が実施しており、そのデータを活用する必要がある。以上のことから、青森県以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関が無いため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
189	平成17年度漁船安全等技術開発委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 田原文夫 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年6月29日	社団法人 海洋水産システム協会 （東京都港区虎ノ門1-21-8）	30,391,000	本事業について、対象としている漁船は、一般船舶では使用しない漁撈機械を使用して自ら漁撈活動に従事するなど、一般船舶にない運航形態、操船技術等があり、このため、漁船に対して適応することとなる国際基準や国内基準の検討にあたっては、国内外の漁船の主要目等の特色や漁船関連の造船技術、機械、電気の専門知識及び漁業実務知識が必要である。また、現行の漁船乾舷基準の問題点の把握と実行可能で安全性向上に効果のある新たな復原性指針等について提言及び試設計を行うにあたっては、基準が制定された当時の背景、経緯、技術的根拠についての知識が必要となる。よって、この事業を実施できる者は、漁船について広範囲かつ詳細な知識及び漁業者や造船所等のネットワークを有している者でなければならない。したがって、事業目的を達成できる者は、当該団体が唯一の団体であるため競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

備考

- (1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。